

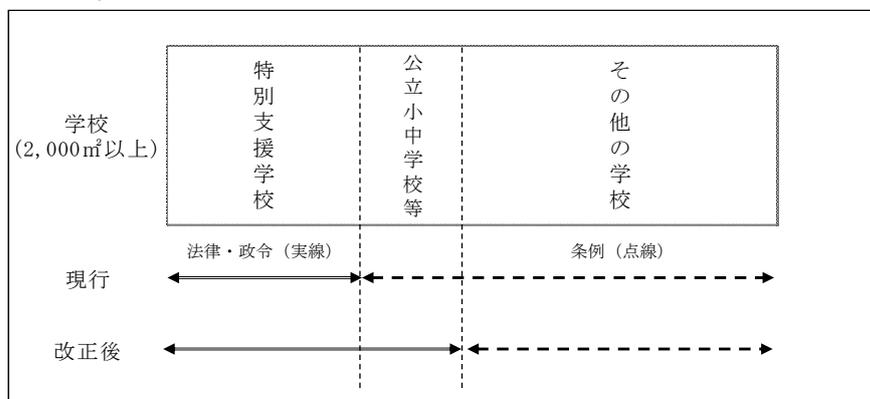
高山市誰にもやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例の概要について

1. 基準適合義務の拡大 [第2条]

建築物移動等円滑化基準の適合義務の対象である特別特定建築物に、新たに公立の小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）が法律において追加された。

（施行期日：公布の日）

※市では条例で学校全体を特別特定建築物に独自で追加しているため、実質的な影響はない。



2. 「条例対象小規模特別特定建築物」における現行基準の維持 [第17条]

新たに定義された「条例対象小規模特別特定建築物」（条例で床面積 500 m²未満に面積要件の引下げを行った建築物）の満たすべき基準が『移動等円滑化経路』及び『標識』のみと見直されたが、引き続き安全な施設利用のため、現行の建築物移動等円滑化基準と同等の基準を維持する。

（施行期日：令和3年10月1日）

